

# 災害時 避難行動要支援者 制度について

十日町市総務部防災安全課

目標:災害時に一人の犠牲も出さずに市民、住民の生命・身体を守る。

## 避難行動要支援者とは

下記の①~⑤に該当し、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

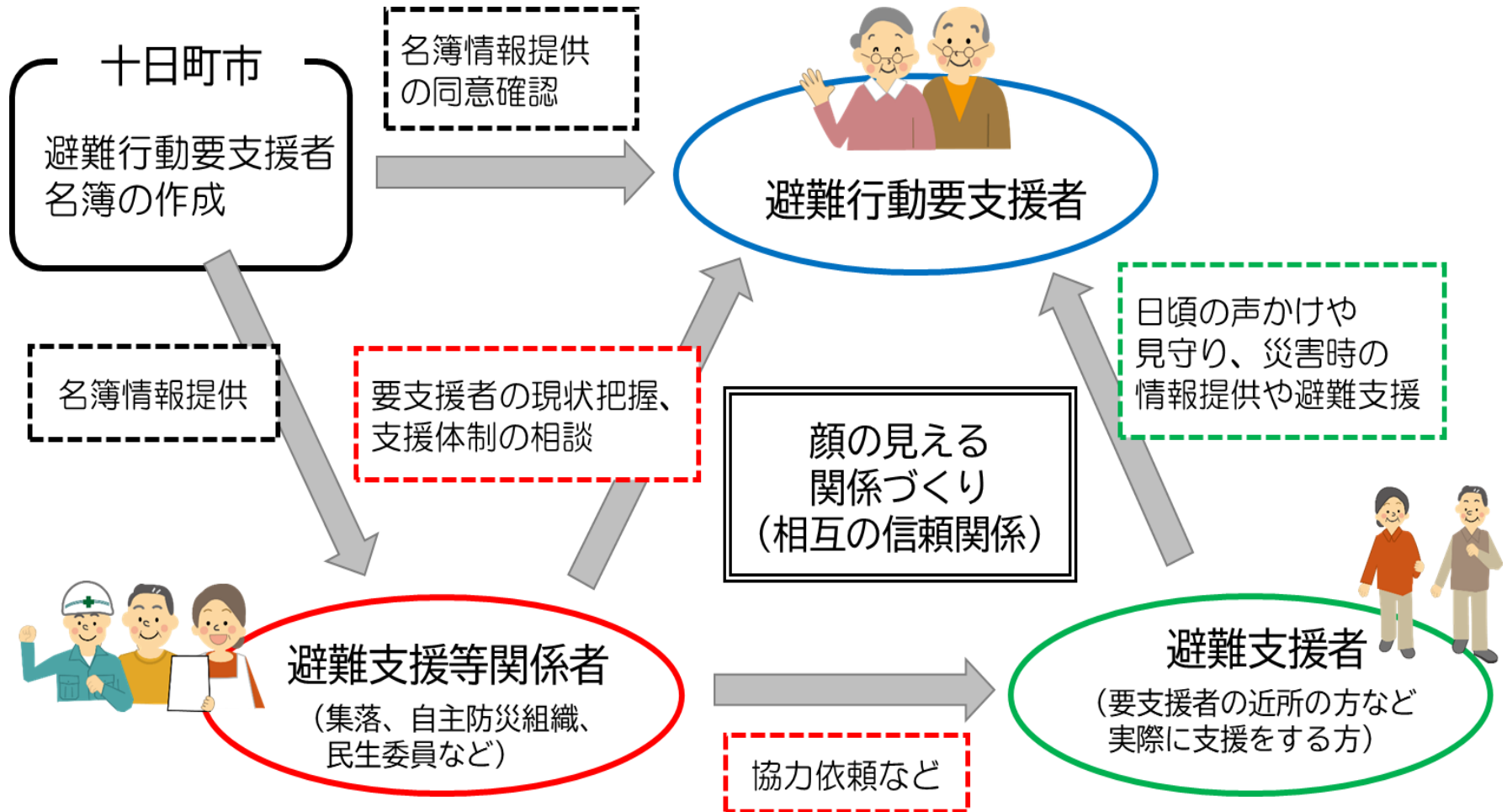
①高齢者	介護保険の要介護認定で要介護3以上の人
②身体障がい者	身体障害者手帳の障がいの程度が2級以上の人
③知的障がい者	療育手帳の障がいの程度がA判定の人
④精神障がい者	精神保健福祉手帳の障がいの程度が1級の人
⑤その他	要支援者として市長が認める人

■あらかじめ名簿を整える

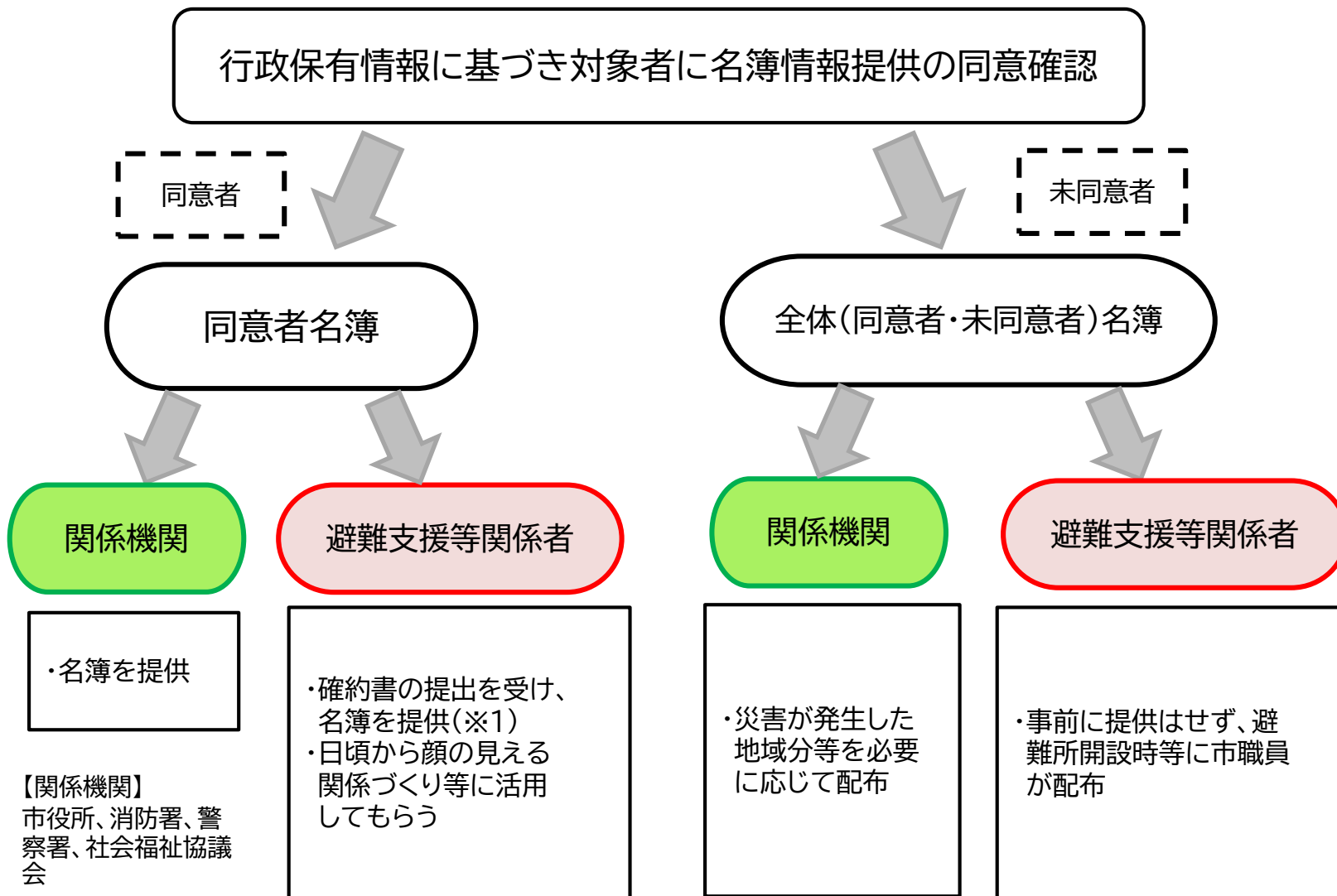
■個別避難計画を作っておく

➡ 緊急時に利用する

# 避難行動要支援者支援のイメージ図

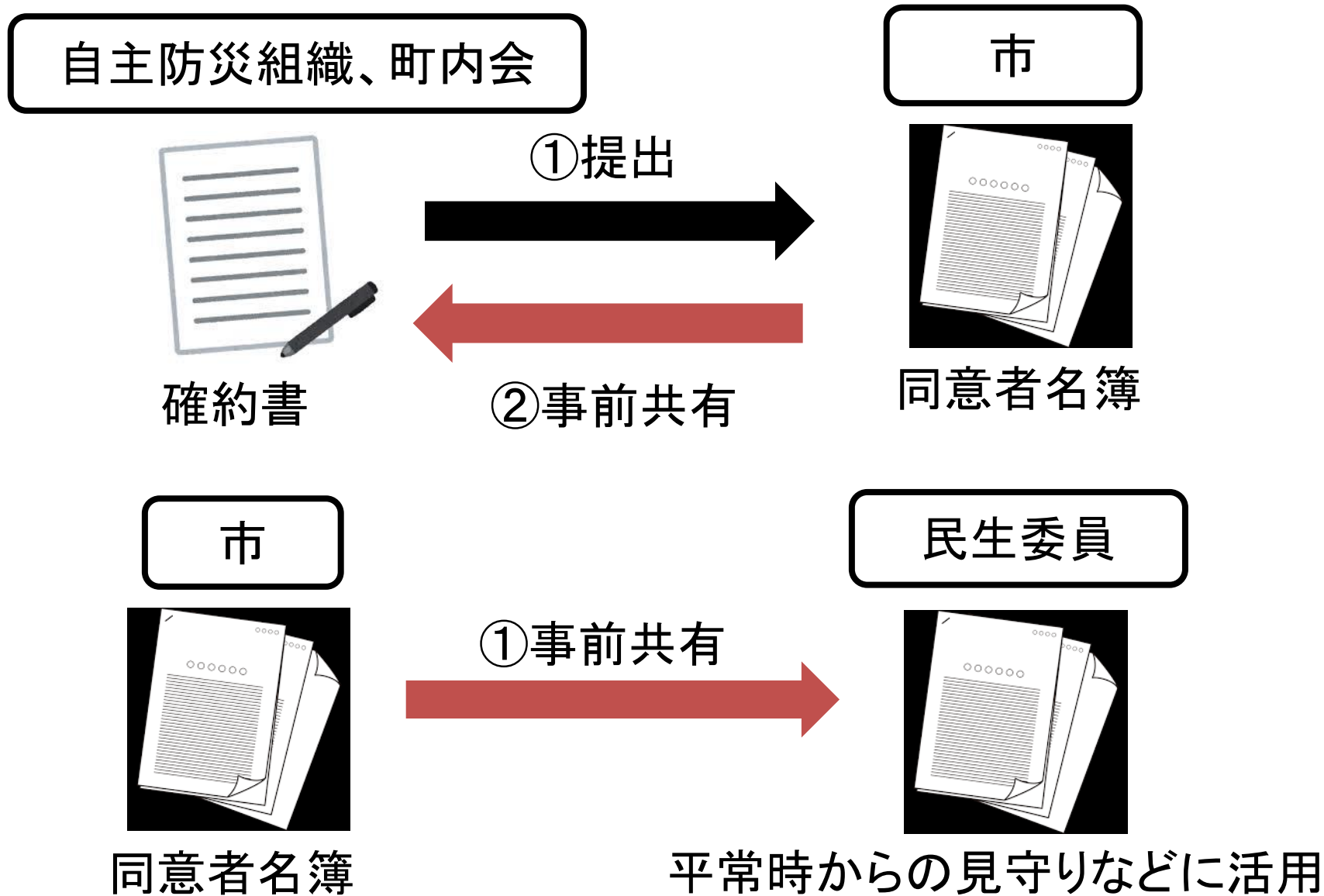


# 避難行動要支援者名簿の作成

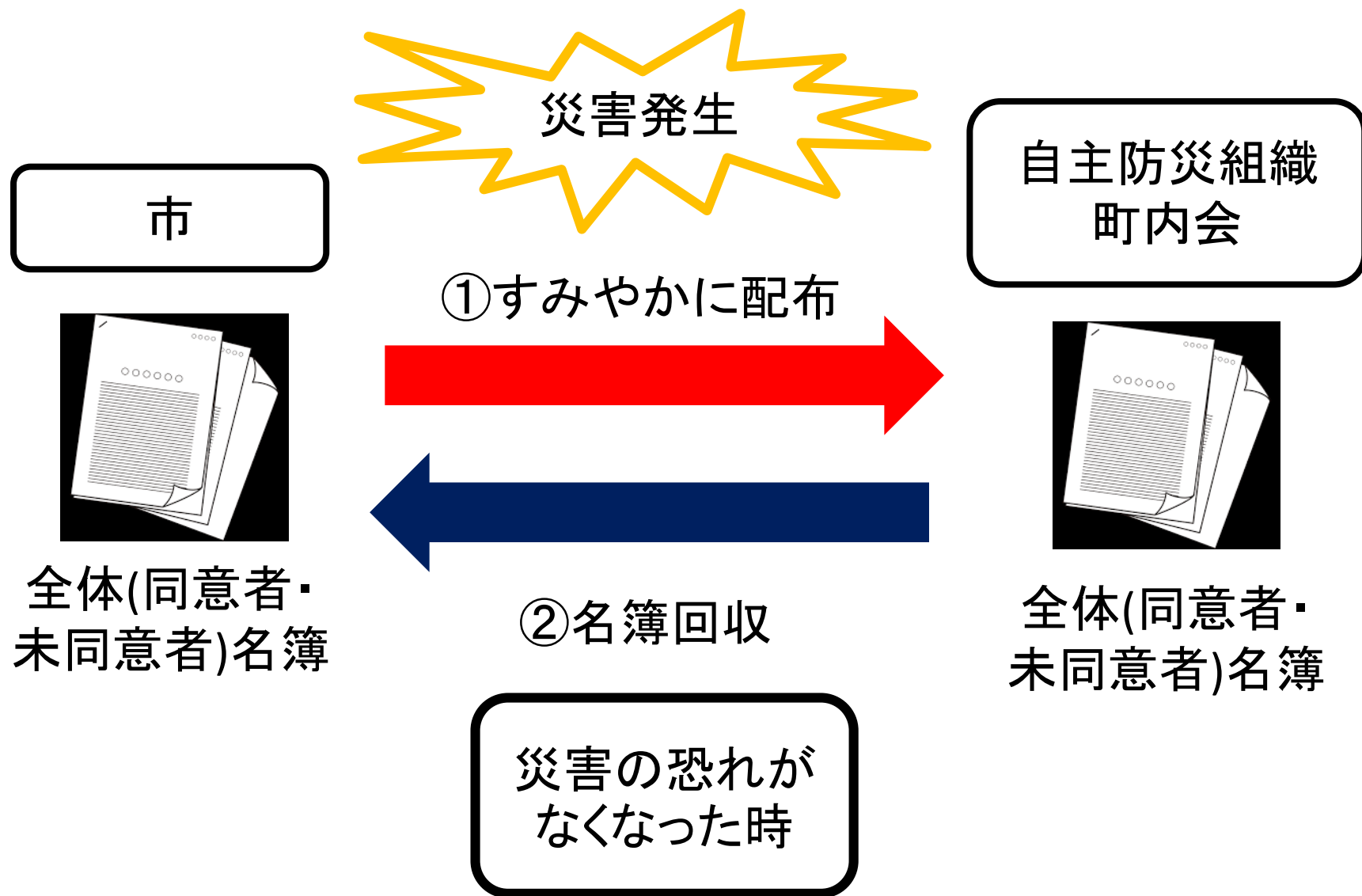


※1：民生委員児童委員は確約書の提出不要

# 避難行動要支援者(同意者)名簿



# 避難行動要支援者 全体(同意者・未同意者)名簿



# 「個別避難計画」について

## ①取組みの現状

災害対策基本法の改正により計画の作成が努力義務化されました。市は、今後、計画作成の取組みを推進するので、その際は自主防災組織、町内会など、避難支援等関係者の連携・協力をお願いします。

## ②自主防災組織、町内会にお願いすること

声掛けや見守りなど、日頃から積極的にコミュニケーションを取ることで、地域内で信頼関係を築くことができます。

いざという時！！



避難情報の伝達や安否確認、避難行動の支援など、円滑な避難行動要支援者への支援につながります。